

第6章

推進体制・進行管理



横須賀市立山崎小学校4年 松尾 美咲さん
平成22年度 環境ポスターコンクール 優秀賞
(学校名、学年は平成22年度)

1 推進体制

(1) 計画全体の推進体制

本計画を実効性のあるものとし、効果的に推進するためには、市だけではなく、市民・市民団体・事業者との連携・協働による取り組みが必要不可欠となります。

このため、計画全体を推進するために、各主体がそれぞれの役割を分担、あるいは協働して、施策や取り組みを進めていきます。

(2) 市域施策編の推進体制

「市域施策編」における施策を推進していくために、市が関係部局と連携・調整しながら、積極的かつ計画的に施策を推進するとともに、市民・事業者レベルでは、市民・市民団体・事業者・市などで構成する「横須賀市地球温暖化対策地域協議会^{※8}」を中心とした取り組みを推進していきます。

そのためには、「横須賀市地球温暖化対策地域協議会^{※8}」の役割をより具体化し、活動するための支援を行っていきます。

(3) 市役所事務事業編の推進体制

「市役所事務事業編」における取り組みを推進していくために、「横須賀市環境マネジメントシステム (YES)」を活用し、目標達成に向けた市の事務・事業における環境負荷低減の取り組みを推進していきます。

【用語解説】

※8 地球温暖化対策地域協議会：28ページ参照

2 進行管理

(1) 計画全体の進行管理

本計画の「市域施策編」および「市役所事務事業編」の総合的・総括的な進行管理を行います。

また、毎年度の施策の実施状況・進捗状況や市の取り組み状況について調査を行い、継続的改善を図ります。また、その内容を市民にわかりやすくした「環境報告書」を作成するとともに、市のホームページなどでも公表します。

(2) 市域施策編の進行管理

「市域施策編」の進行管理にあたっては、外部組織として「横須賀市環境審議会」および「横須賀市環境審議会地球温暖化対策部会」において、市域における温室効果ガス排出量および施策の進捗状況などについて毎年度報告を行うとともに、今後の施策展開の方向性などについてご意見をいただくなど、施策の確実な推進を図ります。

また、庁内組織としては、市長を議長とした各部局長で構成する「環境総合政策会議」および関係課長で構成する「環境総合政策会議地球温暖化対策推進部会」において、施策の進行状況などについての確認・検証を行っていきます。

(3) 市役所事務事業編の進行管理

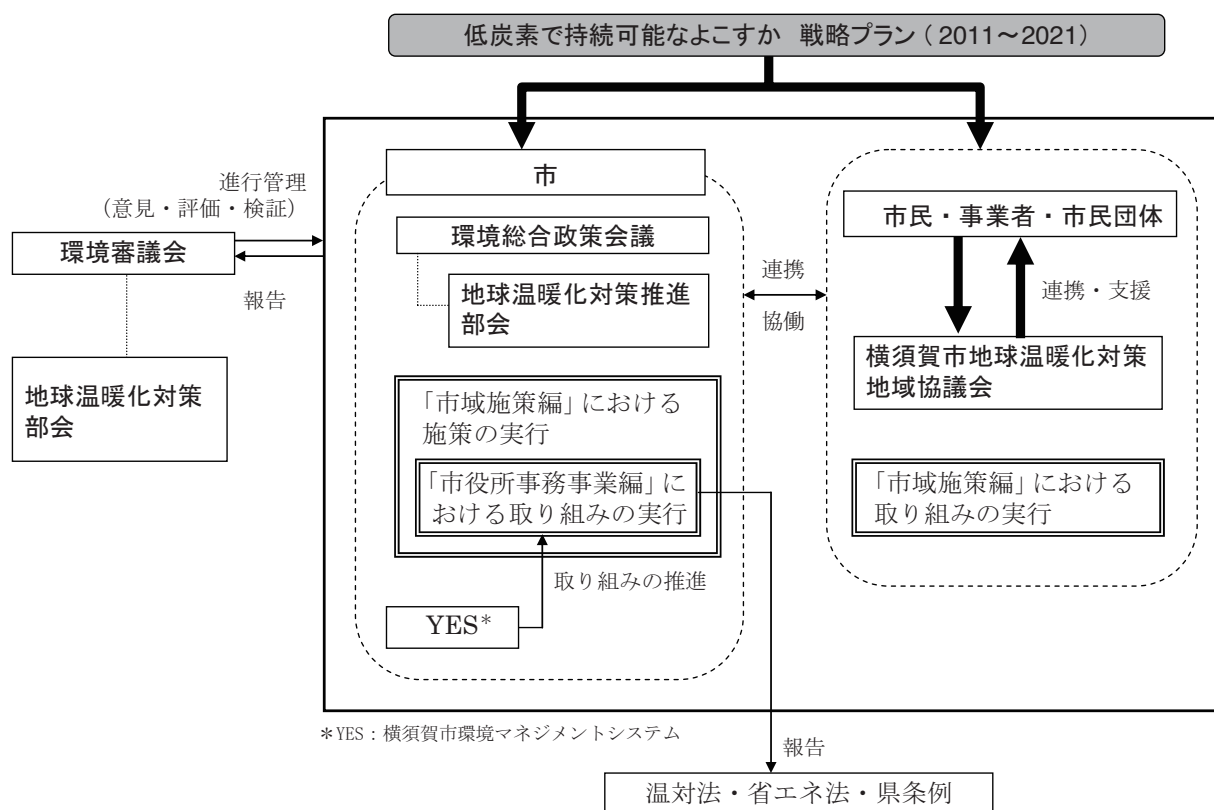
「市役所事務事業編」の進行管理にあたっては、引き続き「横須賀市環境マネジメントシステム(YES)」を活用し、その取り組みについて、P(Plan)・D(Do)・C(Check)・A(Action)の「P・D・C・Aサイクル」を確実に実践し、市の取り組みの継続的な点検・改善を行っていきます。

3 他の法令などとの関連

横須賀市役所が一事業者としてエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減を推進するにあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律^{※2}(温対法)」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律^{※7}(省エネ法)」および「神奈川県地球温暖化対策推進条例^{※4}(県条例)」にも対応する必要があります。

このことから、「市役所事務事業編」における推進体制については、これらの法令にも対応できるよう、全部局と連携するとともに、情報共有をしながら、推進していきます。

図6-1 推進体制と進行管理の仕組み



【用語解説】

- ※2 地球温暖化対策の推進に関する法律：3ページ参照
- ※4 神奈川県地球温暖化対策推進条例：5ページ参照
- ※7 エネルギーの使用の合理化に関する法律：20ページ参照